
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 第 29 回作業部会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 29 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2016 年 10 月 20 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめている。当該意見を踏まえて、本日の委員会の資料（審議事項(1)-1 から審議事項(1)-3 まで）としている。

修正国際基準公開草案第 3 号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」のコメントの募集の文案（審議事項(1)-2-1）

2. 「IFRS 第 9 号「金融商品」の IFRS 第 4 号「保険契約」との適用（IFRS 第 4 号の修正）」を今回のエンドースメント手続の対象外とする説明（第 5 項）について、対象外とする理由が、他の会計基準を対象外とする理由と厳密には異なるため、例外であることを明確にする表現ふりとすべきである。
3. 公表日を含む連結会計年度からの早期適用を可能とする変更提案（第 12 項）について、変更提案の理由を記載すべきである。
4. 「今後のエンドースメント手続の進め方」（第 13 項）の記載は、参考としての位置付けを明確にすべきである。また、当該進め方が「当面の対応」であることを見出しで明確にすべきである。

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に関するエンドースメント手続の進め方（審議事項(1)-3）

（欧州連合（EU）における IFRS 第 15 号のエンドースメントの状況について）

5. EFRAG のエンドースメントに関するアドバイスでは、公開草案時のコメントに対する最終的な結論を確認している部分があり、我が国でのエンドースメント手続においても手法として参考になると思われる。
6. （EU の状況に対して米国の状況はどうかとの質問に対して）米国の状況としては、一部の会合で示された SEC スタッフの発言等を踏まえると、規制当局として、公表

された適用時期での適用を前向きに進めている印象である。

(日本の収益認識に関する包括的な会計基準の開発との関係について)

7. IFRS 第 15 号のエンドースメント手続では、主に、理論的に重要な課題を整理する対応でよいと考えており、日本基準の開発と区別して進めることに賛同する。
8. これまでと同様に、会計基準に係る基本的な考え方等の観点で IFRS 第 15 号を評価していくことに異論はないが、エンドースメント手続と日本基準の開発との関係は分かりづらいため、両者で異なる結論となる項目はその理由を丁寧に説明する必要があるのではないかと考える。
9. 日本基準開発で課題とされた項目から検討課題を抽出する場合、これまでのエンドースメント手続のレベル感で判断すると理解している。
10. 日本基準の開発の課題の 1 つとされている原価回収基準は、過去の IAS 第 11 号「工事契約」のエンドースメント手続で「削除又は修正」をしていない。これを踏まえると、エンドースメント手続では、日本基準の開発と異なり、過去の評価結果との関係を考慮する必要があると考える。
11. 全体的な観点での IFRS 第 15 号の評価は、IFRS 第 15 号のコア原則を会計基準に係る基本的な考え方の観点で評価することが中心となるのではないかと考える。
12. 日本基準の開発では固定資産の売却の取扱いについて範囲外とされているが、IFRS 第 15 号のエンドースメント手続では、これに伴う IAS 第 16 号「有形固定資産」等の改正の影響を評価する必要があるのではないかと考える。
13. エンドースメント手続で検出された重要な課題が国際的な意見発信に連動すると考えるならば、逆に、会計基準に係る基本的な考え方の観点で受容できた項目については、受容できた理由の整理も必要と考える。

以 上